

## 規制影響分析書

規制の名称	認定放送持株会社制度の導入		
担当部局	総務省情報通信政策局放送政策課		
評価実施日	平成19年3月23日		
規制の内容・目的	放送のデジタル化や通信と放送の融合が進展する中、地上デジタルテレビジョン放送の中継局整備等についての多額の資金調達や、競争激化による経営の一層の効率化等の課題への対応として、持株会社によるグループ経営を放送事業経営の選択肢とするため、その子会社である地上系一般放送事業者に対するマスメディア集中排除原則(複数の放送事業者の支配を禁止する旨の原則)の適用の緩和や認定放送持株会社に対する外資規制の直接適用等を内容とする認定放送持株会社制度を導入する。新設の規制は、以下のとおり。 ア 認定放送持株会社の認定(第52条の30第1項)(外国法人でないこと等を審査＝外資規制の直接適用) イ 申請書記載事項等の変更の届出(第52条の31) ウ 地位の承継の認可(第52条の36第1項) エ 資料提出義務(第53条の8)		
	根拠条文等	放送法第52条の30第1項(改正後)等	
想定され得る選択肢	◆選択肢1:	現状維持	
	◆選択肢2:	持株会社によるグループ経営を可能とするための認定放送持株会社制度の導入	
期待される効果	効果の要素	選択肢1の場合	選択肢2の場合
	経営の基盤強化・効率化	・放送のデジタル化や通信と放送の融合の進展に伴い、地上デジタルテレビジョン放送の中継局整備等についての多額の資金調達や、競争激化による経営の一層の効率化等の課題への対応が十分に図られないおそれがある。	・資金調達の容易化、経営資源の効率的運用、連携ニーズへの柔軟な対応、放送事業経営の安定性確保、競争力の強化が図られる。
	放送の多元性等への配慮	・現状維持(ただし、現行制度においては、放送事業者を子会社とする持株会社の設立等は禁止されているものではないが、複数の放送事業者を子会社としようとする場合、子会社である放送事業者がマスメディア集中排除原則に適合しなくなるおそれがあるほか、外資規制が直接適用されないため、持株会社によるグループ経営を行うことが困難)	①認定放送持株会社の一の株主に対する議決権保有制限により、放送の多元性を確保することが可能となる。 ②認定放送持株会社の子会社である地上系一般放送事業者に対する地域向け番組の提供努力義務による放送の地域性の確保が可能となる。
想定される負担	負担の要素	選択肢1の場合	選択肢2の場合
	実施に要する負担(行政コスト)	・現状どおり	・法改正を実施するコスト及び新制度運用体制の整備コストが発生する。
	実施により生じる負担(遵守コスト)	・現状どおり	・認可申請手続に要するコストが発生する。
その他の負担(社会コスト)	・地上デジタルテレビジョン放送の中継局整備等についての多額の資金調達や、競争激化による経営の一層の効率化等の課題への対応が困難となることによる放送のデジタル化の進展等への影響が生ずるおそれがある。	—	
各選択肢間比較	上記のとおり、選択肢2を採用した場合には、放送事業経営の基盤強化・効率化、放送の多元性・地域性等の確保に大きな効果が期待される一方、その行政コスト、遵守コスト等は限定的と考えられる。 他方、選択肢1を採用した場合には、持株会社によるグループ経営を行うことが困難であり、放送のデジタル化や通信と放送の融合の進展に伴う諸課題への対応が十分に図られないおそれがある。		
備考	「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(平成18年6月20日)において、「マスメディア集中排除原則を、自由度の高い形で早急に緩和する」とされ、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)において、同合意に基づいた改革の推進が決定されるとともに、「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会最終報告」において、「放送持株会社によるグループ経営を新たな経営の選択肢として加えるため、放送持株会社を制度化することは、放送を取り巻く経営環境が大きく変化する中、有意義であると考えられる」とされている。 また、「規制改革・民会開放の推進に関する第3次答申」(平成18年12月25日)において、「民放の経営基盤を強化するため、『政府与党合意』に基づき、一定の範囲で複数の放送事業者を子会社とする放送持株会社を活用することを可能とするための制度整備等を行うべきである」とされている。		